

## 球磨川流域治水協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は「球磨川流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和2年7月球磨川豪雨災害を二度と生じさせないとの考えのもと、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えつつ、早急な地域社会の復興に向け、流域における関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための情報共有・検討等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、下記の職にある者をもって構成する。

- ・九州地方整備局長
  - ・熊本県知事
  - ・市町村長（八代市長、人吉市長、芦北町長、錦町長、あさぎり町長、多良木町長、湯前町長、水上村長、相良村長、五木村長、山江村長、球磨村長）
  - ・九州農政局長
  - ・熊本地方気象台長
  - ・九州森林管理局長
- 2 協議会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴く場を設けることができる。

(事務局)

第4条 事務局は、国土交通省九州地方整備局及び熊本県におく。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は次に掲げる事項を実施する。

- ・球磨川流域で行う治水のあり方を共有・検討
- ・河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策から構成される、「球磨川流域治水プロジェクト」の策定と公表
- ・公表した「球磨川流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- ・その他必要とされる事項

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とし、協議会資料及び議事録については公開する。但し、特定の個人・団体の利害に関する事など、公開することが不適切な場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 本規約で定める事項について、改正の必要があると認める時は、構成員の同意を得て、改正することができる。また、この規約に定めがない事項は、協議会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和2年10月27日から施行する。

この規約は、令和2年12月18日に一部改正する。